

胎内市手話言語及び

障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）への理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し必要な事項を定めることにより、障がいのある人もない人も共に生き、健やかで生きがいを持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、指文字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現その他障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- 障がいのある人 障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により、継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- コミュニケーション支援者 手話通訳士及び手話通訳者（以下「手話通訳者等」という。） 、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。） 、

もう しゃ む けつうやく かいじょいん たしよ ひと い し そつう しえんとう
盲ろう者向け通訳・介助員その他障がいのある人の意思疎通の支援等を
おこな もの
行う者をいう。

じぎょうしゃ し く いきない じぎょう おこな こじんまた だんたいも ほうじん
(5) 事業者 市の区域内において事業を行う個人又は団体若しくは法人を
いう。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう しゅわげんご りかい そくしん しゅわ どくじ ぶんぼうたいけい も げんご
第3条 手話言語への理解の促進は、手話が独自の文法体系を持つ言語で
しゅわ ひつよう ひと にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな たいせつ う
あり、手話を必要とする人が日常生活及び社会生活を営むために大切に受
つ ぶんかてきしょさん にんしき もと おこな
け継いできた文化的所産であるという認識の下に行わなければならない。

しょう とくせい おう しゅだん りよう そくしん すべ しみん
2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民
しょう う む そうご そんちよう あ じゅうよう
が、障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し合うことが重要であるという
にんしき もと おこな
認識の下に行わなければならない。

し せきむ (市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きてい きほんりねん い か きほんりねん もと
第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づ
ひつよう ざいせいじょう そち こう つと しゅわげんご りかい
き、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、手話言語への理解の
そくしんおよ しょう とくせい おう しゅだん りよう そくしん かん
促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する
しさく すいしん
施策を推進するものとする。

し ぜんこう きてい しさく すいしん あ し べつ さだ しょう ふく
2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、市が別に定める障がい福
し かん しさく せいごう はか つぎ かか じこう りゅうい つと
祉に関する施策との整合を図るとともに、次に掲げる事項に留意するよう努め
るものとする。

しょう ひとおよ しえんしゃ た かんけいしゃ いけん き
(1) 障がいのある人及びコミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴
き かい かくほ
く機会を確保すること。

たいないし しんたいしょうがいしゃふくし きょうかい た かんけいきかん れんけい きょうどう はか
(2) 胎内市身体障害者福祉協会その他の関係機関との連携・協働を図る
こと。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん ちいきしゃかい とも く いちいん きほんりねん たい りかい
第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、基本理念に対する理解を
ふか し すいしん しさく きょうりよく つと
深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか し すいしん しさく きょうりよく
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力
つと
するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ しょう とくせい おう しゅだん いしそつう
2 事業者は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通が
えんかつ おこな しょう ひと りよう ていきょうおよ はたら
円滑に行われるよう、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働
かんきょう せいび つと
きやすい環境の整備に努めるものとする。

じぎょうしゃ しえん
(事業者への支援)

だい じょう し しょう とくせい おう しゅだん りよう
第7条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい
かんきょう こうちく じぎょうしゃ おこな とりくみ たい ひつよう じょうほう ていきょう
環境を構築するために事業者が行う取組に対して、必要な情報の提供その
た しえん つと
他の支援に努めるものとする。

しゅわげんご りかい そくしん
(手話言語への理解の促進)

だい じょう し しゅわげんご りかい そくしん しゅわ かか ひと きょうりよく し
第8条 市は、手話言語の理解を促進するため、手話に関わる人と協力し、市
みん しゅわ ふ しゅわ まな きかい かくほ つと
民が手話に触れ、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

しょう とくせい おう しゅだん りかい そくしん
(障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解の促進)

だい じょう し しょう とくせい おう しゅだん たい しみん り
第9条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する市民の理
かい そくしん しえんしゃおよ かんけいきかん きょうりよく ひろ し
解を促進するため、コミュニケーション支援者及び関係機関と協力して、広く市
みんおよ じぎょうしゃ たい ひつよう けいはつ つと
民及び事業者に対し必要な啓発に努めるものとする。

し がっこうとう ようじ じどうおよ せいとう しょう とくせい おう
2 市は、学校等において、幼児、児童及び生徒等が障がいの特性に応じたコ
しゅだん まな かくがっこうとう じつじょう おう がくしゅうき
ミュニケーション手段を学ぶことができるよう、各学校等の実情に応じた学習機
かい かくほおよ しえん つと
会の確保及びその支援に努めるものとする。

しょう とくせい おう しゅだん ようい りよう
(障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を容易に利用できるようにする
ための環境整備)

だい じょう し しょう とくせい おう しゅだん もち じょうほう はつ
第10条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いて情報を発
しん つと しょう ひと じょうほう しゅとく かんきょう せいび
信するよう努めるとともに、障がいのある人が情報を取得しやすい環境を整備
つと
するよう努めるものとする。

し きんきゅうじ およ さいがいじ しょう とくせい おう
2 市は、緊急時及び災害時において、障がいの特性に応じたコミュニケーション
しゅだん しょう ひと ひつよう じょうほう じんそく え かん
手段により、障がいのある人が必要な情報を迅速に得ることができるよう、関
けいきかん れんけい かのう かぎ じょうほう はつしんおよ いしそつう ひつよう しえんたいせい
係機関と連携し、可能な限り情報の発信及び意思疎通に必要な支援体制
せいび
を整備するものとする。

し えんしゃ かくほ およ ようせい
(コミュニケーション支援者の確保及び養成)

だい じょう し しょう ひと ちいきしゃかい あんしん せいかつ
第11条 市は、障がいのある人が地域社会において安心して生活できるよう、
かんけいきかん きょうりよく し えんしゃ かくほ およ ようせい つと
関係機関と協力し、コミュニケーション支援者の確保及び養成に努めるものと
する。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう かん ひつよう じこう
第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
しちょう べつ さだ
市長が別に定める。

ふ そく
附 則

じょうれい こうふ ひ しこう
この条例は、公布の日から施行する。